

【2023/5/8以降】新型コロナ疑い患者・陽性患者に対する診療での算定可否一覧

2023/5/8時点

※「★」がついているカテゴリの点数は、疑い患者・陽性患者どちらも算定できる。その他のカテゴリの点数は陽性患者のみ算定できる。

※「★」がついているカテゴリの点数は、疑い患者・陽性患者どちらも算定できる。その他のカテゴリの点数は陽性患者のみ算定できる。						外来	電話等		在宅			
カテゴリ			診療行為名称	点数	算定要件等	初診・再診	電話	情報通信機器	往診	訪問診療	備考	
基本診療料等★	通常	初診	初診料	288		初診時○	-		初診時○	-		
			初診料(情報通信機器)	251	オンライン診療の施設基準を届出済の場合	-	-	初診時○	-	-		
		再診	再診料	73		再診時○	-		再診時○	-		
			電話等再診料 ※1	73		-	再診時○	-	-	-	-	
			再診料(情報通信機器)	73	オンライン診療の施設基準を届出済の場合	-	-	再診時○	-	-		
		在宅	往診料	720		-	-		○	-		
	訪問診療料		-		-	-		-	○			
	特例	初診	初診料(文書による紹介がない患者の場合)(初減)(特例) ※1	214	オンライン診療の施設基準は未届だが 電話・情報通信機器で初診や投薬を行った場合	-	初診時○		-	-	2023/7/31まで	
再診		電話等再診料(特例) ※1	73	オンライン診療の施設基準は未届だが 電話・情報通信機器で再診し投薬を行った場合	-	再診時○		-	-	2023/7/31まで		
感染防止対策★			院内トリアージ実施料(特例)	300	外来	受入患者を限定しない外来対応医療機関として 自治体のHPで公表されており、 必要な感染予防策を講じて診療した場合 ※3	○	-	○	○		
					在宅	必要な感染予防策を講じて診療した場合						
			特定疾患療養管理料 (100床未満の病院)(特例)	147	受入患者を限定しない外来対応医療機関ではないが 必要な感染予防策を講じて診療した場合		○	-	-	-		
陽性患者の 治療・指導			特定疾患療養管理料(100床未満・療養指導)(特例)	147	陽性患者に療養指導を実施した場合		○	-	-	-	1日1回、発症日から 7日間に限り算定可	
			救急医療管理加算1(緊急の往診等)(特例) ※2	950	陽性患者にコロナに係る往診・訪問診療を実施した場合		-	-	○	○	同一患家の2人目以降も 算定可	
			在宅酸素療法指導管理料(その他)(特例)	2,400	陽性患者に在宅酸素療法に関する指導管理を行った場合		○	-	○	○	使用した物品等に応じて 酸素ボンベ加算等を算定可	
施設入居の 陽性患者治療			救急医療管理加算1(施設内療養・緊急の往診等)(特例)	2,850	介護医療院・老健・特養入所者から 緊急に求められ往診した場合		-	-	○	-		
			救急医療管理加算1(オンライン)(特例)	950	介護医療院・老健・特養入所者に 看護職員と共にオンラインで診療した場合		-	-	○	-	-	
罹患後症状			特定疾患療養管理料(100床未満・罹患後症状持続)(特例)	147	罹患後症状を診察すると自治体HPで公表されている医療機関で 診断後3ヶ月以上経過・罹患後症状2ヶ月以上持続時に 診療方針の判断や精密検査・専門医への紹介を行った場合		○	-	-	○	3月に1回算定可 2024/3/31まで	
入院調整			救急医療管理加算1(入院調整)(特例) ※2	950	入院調整を行った上で入院医療機関に 紹介した場合に診療情報提供料(Ⅰ)と併せて算定		○	-	○	○	診療情報提供料(Ⅰ)が 包括される場合も算定可	

・特例点数は準用のため「100床未満」「病院」等の文言が入っているが、算定要件を満たせば、診療所をはじめ全ての医療機関で算定できる。

・新型コロナの検査を実施した場合、検査料が包括される医学管理等を算定した場合であっても、検査料・判断料は別で算定できる。

※1：2023年8月1日以降、電話診療による処方できない。

※2：患者が6歳未満である場合には乳幼児加算(400点)が、6歳以上15歳未満である場合には小児加算(200点)が算定できる。

※3：8月末までに受入患者を限定しない外来対応医療機関に移行する場合、受入開始時期を文書にて院内掲示することで300点を算定できる。